



神奈川県

健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和3年度

食の安全検査情報

令和5年3月

I-9 食品添加物

(1) 輸入食品の指定添加物

輸入食品 230 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目								違 反 数
		着 色 料	保 存 料	漂 白 剤	甘 味 料	発 色 剤	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	防 か び 剤	
魚介類加工品	1	12								0
肉・卵類及びその加工品	9	24	21			7				0
果 物	12								36	0
野菜果物乾燥品及び加工品	3		9							0
漬 物	38	132	78	1	15					0
その他の野菜・果物の加工品	31	24	78	3			1			0
菓子類	36	168	66		3			8		0
清涼飲料水	23	72	62		5					0
酒精飲料	10	24	15				4			0
かん詰・びん詰食品	12	36	12	1	5		1			0
調味料	32	192	48		3		2	16		0
そうざい及びその半製品	3	12	9		1					0
その他の食品	20	96	36		1			12		0
合 計	230	792	434	5	33	7	8	36	36	0

○ 検査項目内訳

着 色 料：タール色素 12 種類（食用赤色(2号、3号、40号、102号、104号、105号、106号)、
食用青色(1号、2号)、食用緑色3号、食用黄色(4号、5号)）

保 存 料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸

漂 白 剤：二酸化硫黄

甘 味 料：サッカリンナトリウム

発 色 剤：亜硝酸根

酸化防止剤：二酸化硫黄

乳 化 剤：ポリソルベート (20、60、65、80)

防 か び 剤：オルトフェニルフェノール(OPP)、チアベンダゾール(TBZ)、イマザリル

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名								
		中 国	韓 国	ア メ リ カ	タ イ	イ タ リ ア	フ ラ ン ス	台 湾	メ キ シ コ	そ の 他
魚介類加工品	1				1					
肉・卵類及びその加工品	9	1		3		1				4
果 物	12			6						6
野菜果物乾燥品及び加工品	3			1			1			1
漬 物	38	25	10			1				2
その他の野菜・果物の加工品	31	18		1	1	4	1		2	4
菓子類	36	4	4	1	1		2	3		21
清涼飲料水	23	1	2	4	5	2	1	2		6
酒精飲料	10	1	1	1			1			6
かん詰・びん詰食品	12	5		3	2					2
調味料	32	5	7		8	4	2		2	4
そうざい及びその半製品	3	1						1		1
その他の食品	20	2	2	3	2	5	1		2	3
合 計	230	63	26	23	20	17	9	6	6	60

○ 規制：食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)

(2) 輸入食品の指定外添加物

輸入食品 65 検体について国内での使用が認められていない食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目				違 反 数
		着 色 料	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	乳 化 剤	
魚介類加工品	1			1		0
穀類及びその加工品	1			1		0
漬 物	4	20				0
その他の野菜・果物の加工品	1	5		1		0
菓子類	21	55	4	9	4	0
清涼飲料水	3	15	1			0
酒精飲料	2	10				0
かん詰・びん詰食品	3	15	1			0
調味料	20	80	7	8	8	0
そうざい及びその半製品	1	5				0
その他の食品	8	35	4	2	6	0
合 計	65	240	17	22	18	0

○ 検査項目内訳

着 色 料：アゾルビン、キノリンイエロー、パテントブルー、オレンジII、グリーン S、スーダンI、スーダンII、スーダンIII、スーダンIV、パラレッド
 甘 味 料：サイクラミン酸（チクロ）
 酸化防止剤：TBHQ（ターシャリブチルヒドロキノン）
 乳 化 剤：ポリソルベート（40、85）

○ 輸入品原産国別検体数

品 目	検 体 数	原 産 国 名				
		韓 国	タ イ	中 国	ア メ リ カ	そ の 他
魚介類加工品	1					1
穀類及びその加工品	1		1			
漬 物	4	1		3		
その他の野菜・果物の加工品	1					1
菓子類	21	3	1	2		15
清涼飲料水	3					3
酒精飲料	2			1	1	
かん詰・びん詰食品	3			1	2	
調味料	20	6	5	2		7
そうざい及びその半製品	1					1
その他の食品	8		3		2	3
合 計	65	10	10	9	5	31

- 規制：食品衛生法第 10 条(昭和 22 年法律第 233 号)
不検出

(3) 国産食品の指定添加物

国産食品 262 検体について国内での使用が認められている食品添加物の検査を実施したところ、違反はありませんでした。

品 目	検 体 数	検 査 項 目							違 反 数
		着 色 料	保 存 料	発 色 剤	甘 味 料	酸 化 防 止 剤	品 質 保 持 剤	漂 白 剤	
魚介類加工品	52	132	108	7	15	38			0
肉、卵類及びその加工品	55	24	75	53					0
乳製品	1		3						0
アイスクリーム類及び氷菓	20	96			20				0
穀類及びその加工品	5		3				4		0
野菜果物乾燥品及び加工品	2							2	0
その他の野菜・果物の加工品	11		6		1			9	0
漬 物	29	111	60		16				0
菓子類	25	109	46		14			2	0
清涼飲料水	31	72	89		5				0
酒精飲料	16	24	21		9	7			0
調味料	1		3		1				0
そうざい及びその半製品	8	12	21					1	0
その他の食品	6	36	6		2				0
合 計	262	616	441	60	83	45	4	14	0

○ 検査項目内訳

着 色 料：タール色素 12 種類 (食用赤色(2 号、3 号、40 号、102 号、104 号、105 号、106 号)、
食用青色(1 号、2 号)、食用緑色 3 号、食用黄色(4 号、5 号))

保 存 料：ソルビン酸、安息香酸、デヒドロ酢酸、パラオキシ安息香酸、二酸化硫黄

発 色 剤：亜硝酸根

甘 味 料：サッカリンナトリウム、アセスルファムカリウム

酸化防止剤：二酸化硫黄、BHA (ブチルヒドロキシアニソール)、BHT (ジブチルヒドロキシトルエン)

漂 白 剤：二酸化硫黄

品質保持剤：プロピレングリコール

○ 規制

食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号)